

長久手市ブロック塀等撤去費補助金の取扱い

## 目次

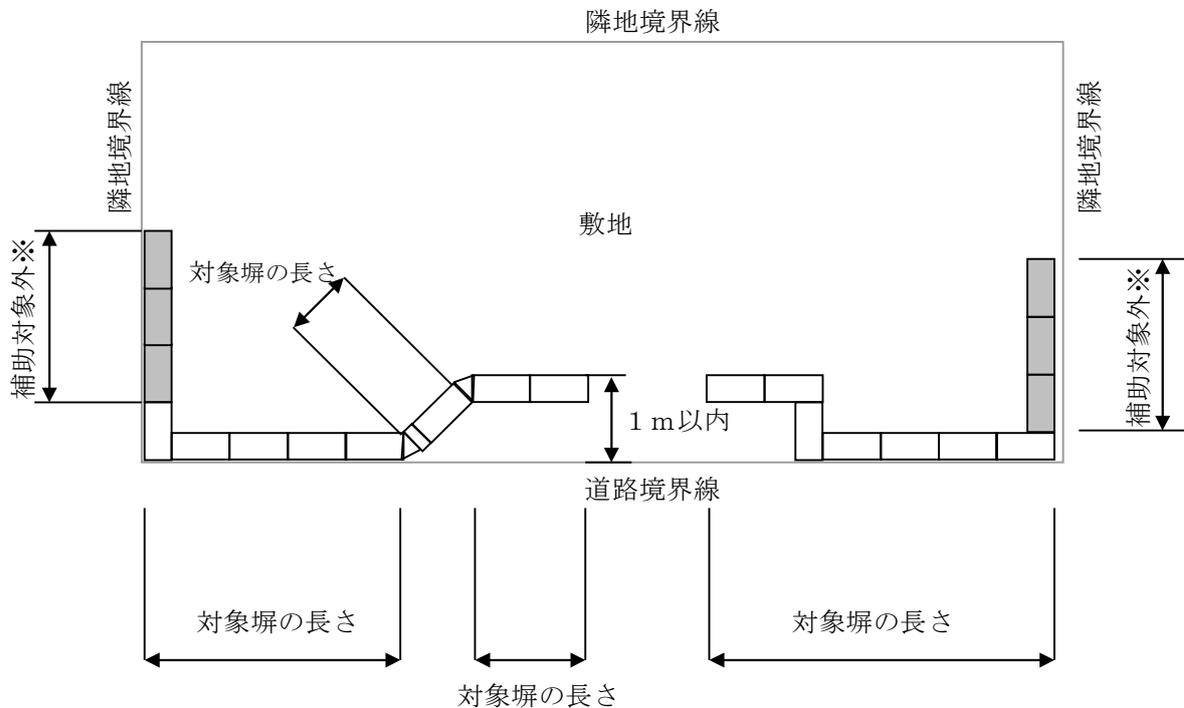
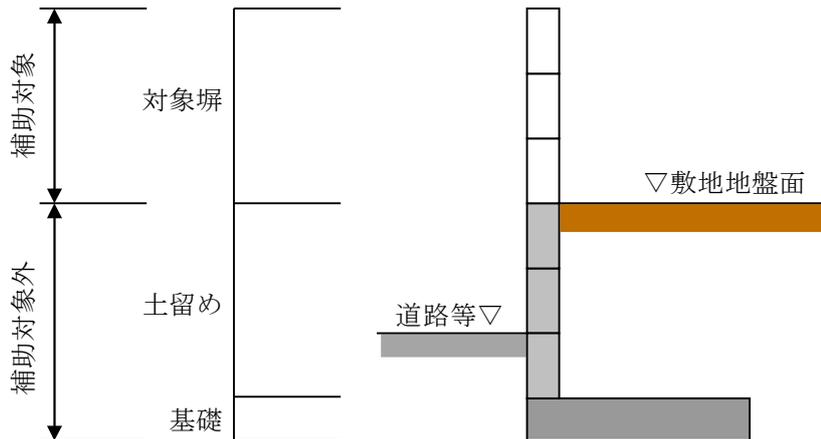
1	ブロック塀等の面積について (要綱第2条第5号、第4条関係)	2
2	補助対象のブロック塀等について (要綱第3条第2項関係)	3
3	一団の土地における道路等に面するブロック塀等は原則として すべて撤去するものとするについて (要綱第3条第3項関係)	4
4	ブロック塀等の撤去に要した経費について (要綱第4条関係)	5
5	新たなブロック塀等の適用外について (要綱第10条第1項第4号、様式第6号「長久手市ブロック塀等撤去 費補助金誓約書」関係)	6

1 ブロック塀等の面積について（要綱第2条第5号、第4条関係）

対象塀の長さ×対象塀の高さ＝ブロック塀等の面積

※ 対象塀の部分が対象であり土留め、基礎部分を含みません。

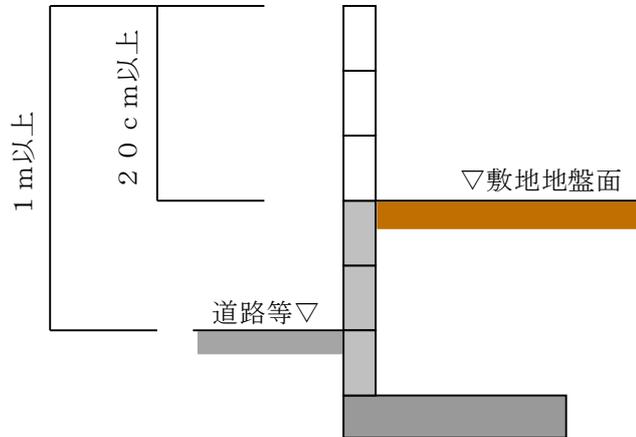
※ 補助対象となる対象塀の長さには、控え壁等の長さは含みません。



※ 公園等の官民境界線の場合は対象の塀等になります。

2 補助対象のブロック塀等について（要綱第3条第2項関係）

要綱第3条第2号に該当するブロック塀等とは、道路等からの高さが1 m以上かつ敷地地盤面からの高さが20 cm以上あるブロック塀等をいいます。



3 一団の土地における道路等に面するブロック塀等は原則としてすべて撤去するものとするについて（要綱第3条第3項関係）

(1) 道路等に面するブロック塀等とは

道路境界線等から1m以内の範囲内にあるブロック塀等が補助対象となります。

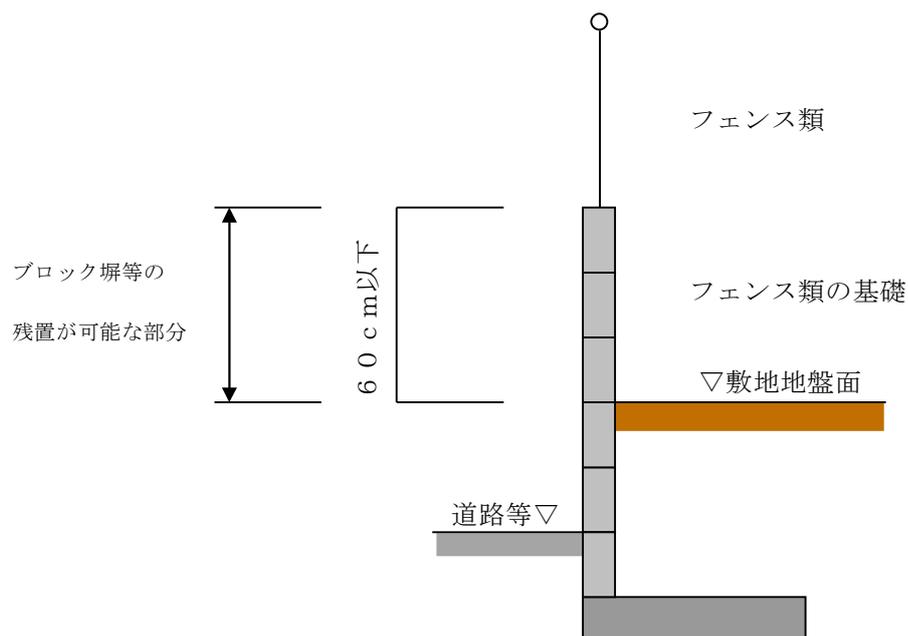
※門塀等で道路境界から1m以内の範囲内であれば補助対象となります。

(2) 原則としてすべて撤去の例外について

ア 同一の利用に供されている土地について、原則道路等に面するブロック塀等は全て撤去とするものを補助対象としますが、敷地を個別に利用している実態（出入り口が個別にある等）と撤去できない特段の事情が確認できた場合は、ブロック塀等を残置しても可とする場合があります。

イ 敷地地盤面から60cm以下はフェンス類の基礎として残置しても可とします。ただし、残置する部分が倒壊の危険性があるもの（傾き、ぐらつき、亀裂・目地割れ、厚さ10cm未満、無鉄筋、無基礎が確認できるもの）や道路後退線内のブロック塀等\*は除きます。

※ブロック塀等の面する道路が建築基準法第42条第2項に基づく道路の取扱いを受け、ブロック塀等の工作物の設置の制限を受けるような場合を指します。



#### 4 ブロック塀等の撤去に要した経費について（要綱第4条関係）

##### （1）対象工事費

ブロック塀等の撤去工事経費（対象となるブロック塀等に付随するもののみ）

（例）道路等に面するブロック塀等の撤去工事（控え壁等を含む）、土留めの撤去工事、基礎撤去工事、処分費等

##### （2）対象外工事費

ブロック塀等の撤去工事の関連工事経費

（例）道路等に面しないブロック塀等の撤去工事、撤去工事に干渉する倉庫の移設、撤去後の復旧工事等

5 新たなブロック塀等の適用外について（要綱第10条第1項第4号、様式第6号「長久手市ブロック塀等撤去費補助金誓約書」関係）

原則、道路境界線から1m以内の範囲内にあるブロック塀等の設置はできません。ただし、フェンス類の基礎でブロック塀等これに類するものの高さが0.6m以下のものは設置しても構いません。

